



平成24年10月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 鈴木香子

平成23年(ワ)第6163号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年9月19日

判 決

原 告

原 告

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士	村	上	文	男
同	尾	関	栄	作
同	檀	浦	康	仁
同	勝	又	敬	介
同	梅	村	明	男
同	伴		麻	里
同	木	村	環	樹
同	渡	邊	健	司
同	森	田	祥	玄
同	林		瑛	子
同	上	禰	幹	也
同	水	野	憲	幸
同	永	井	康	之
同	南		善	隆
同	西	村	信	俊

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社
同代表者代表取締役 福田 吉 孝
同訴訟代理人支配人 寺 井 忍

主 文

- 1 被告は、原告 に対して、192万3118円及び内金151万8545円に対する平成23年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 に対して、26万4771円及び内金25万8573円に対する平成23年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 に対して、44万9254円及び内金42万1754円に対する平成23年10月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である被告及び訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で、金銭消費貸借取引を繰り返した原告らが、当該金銭消費貸借取引を一連のものとして、いずれも原告らの利息として支払った金員のうち、利息制限法超過部分について元金に充当すると、過払金が生じ、かつ、各過払金発生後にライフを吸収合併してその権利義務を承継した被告は過払金の発生について悪意であるとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、各過払金元金及び過払金に対する民法所定の年5分の割合による法定利息（確定利

息及び原告らの各最終取引日の翌日から支払済みまでの利息)の支払を求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実)

(1) 当事者等

ア 被告は、貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。)に基づく登録を受けた貸金業者である。

イ 被告は、平成23年7月1日、貸金業法に基づく登録を受けた貸金業者であったライフを吸収合併した。

(2) 原告らの各金銭消費貸借取引等

ア 原告(以下「原告」という。)の金銭消費貸借取引

(ア) 原告は、平成10年1月5日、被告と包括的金銭消費貸借契約を締結し、その後同日から平成18年6月19日までの間、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書1(以下「計算書1」という。)記載の「年月日」欄の年月日に、「借入金額」欄あるいは「弁済額」欄記載の金員の借入れ又は弁済をする金銭消費貸借取引を行った(以下「原告取引1」という。)

(イ) 原告は、平成16年3月12日、ライフと包括的金銭消費貸借契約を締結し、その後同日から平成18年6月16日までの間、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書2(以下「計算書2」という。)記載の「年月日」欄の年月日に、「借入金額」欄あるいは「弁済額」欄記載の金員の借入れ又は弁済をする金銭消費貸借取引を行った(以下「原告取引2」という。)

イ 原告(以下「原告」という。)の金銭消費貸借取引等

(ア) 原告は、平成14年9月12日、ライフと包括的金銭消費貸借契

約を締結した後、同日から平成23年2月28日までの間、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書3（以下「計算書3」という。）記載の

「年月日」欄の年月日に、「借入金額」欄あるいは「弁済額」欄記載の金員の借入れ又は弁済をする金銭消費貸借取引を行った。

(イ) 原告 は、平成23年4月22日当時、ライフに対して、物販取引に基づき19万7487円の金銭債務を負っていた（以下、上記(ア)の金銭消費貸借取引と物販取引を併せて「原告 取引」という。）。

ウ 原告 （以下「原告 」という。）の金銭消費貸借取引

原告 は、平成14年12月5日、被告と包括的金銭消費貸借契約を締結し、その後同日から平成23年3月31日までの間、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書4（以下、「計算書4」といい、計算書1、計算書2、計算書3及び計算書4を併せて「原告ら計算書」と総称する。）記載の「年月日」欄の年月日に、「借入金額」欄あるいは「弁済額」欄記載の金員の借入れ又は弁済をする金銭消費貸借取引を行った（以下「原告 取引」といい、原告らの上記各取引を併せて「原告らの本件各取引」と総称する。）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原告 取引1についての取引の一連性

（被告の主張）

原告 は、平成10年1月5日、被告と包括的金銭消費貸借契約（以下「 第1基本契約」という。）を締結して金銭消費貸借取引（第1取引）を行った後、平成14年9月18日、原告 の所有する土地建物を担保として根抵当権を設定して限度額を300万円とする金銭消費貸借契約（不動産担保融資。以下「 第2基本契約」という。）を被告と締結しており、その後の取引は同契約に基づくものである。したがって、原告 取引1は、以下のとおり、第1取引と第2取引に分かれるから、一連性はない。

(第1取引) 平成10年1月5日～平成14年9月18日

(第2取引) 平成14年9月18日～平成18年6月19日

(原告の主張)

原告は、平成14年9月18日、第2基本契約を締結したことにより、被告から200万円の貸付けを受ける一方で、同日49万6564円もの大金を被告に返済していることからすれば、第2基本契約は、被告の勧誘により、借入限度額を増額するための借換えとして行われたにすぎない。しかも、第1基本契約と第2基本契約とでは、利率、限度額に一定の変更はあるが、両契約ともカードを利用したハイバランスリボルビング取引を目的としており、両契約の基本構造に変更はないことも併せ考えれば、原告取引の一連性は認められる。

(2) 原告取引についての取引の一連性

(被告の主張)

原告は、平成14年12月5日、被告と包括的金銭消費貸借契約（以下「第1契約」という。）を締結後、同契約に基づき、借入れ及び弁済取引を繰り返したが、平成19年7月12日、貸付額を130万円とする金銭消費貸借契約（以下「第2契約」という。）を締結し、その後の弁済取引は同契約に基づくものである。そして、第1契約は継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約であるのに対し、第2契約は確定額についてのいわゆる事業者ローン契約であり、全く別個の性質を有するものであるから、原告取引は、以下のとおり、第1取引と第2取引に分かれ、一連性はない。

(第1取引) 平成14年12月5日～平成19年7月12日

(第2取引) 平成19年7月12日～平成23年3月31日

(原告の主張)

原告と被告との間において、第2契約に基づく貸付金を第1契約の

約定残元金に充当して返済することを前提に、被告より事業者ローンの勧誘がされたことは明らかであること（乙14の2）、第2契約の契約書上も上記金員の充当返済が定められていること（乙10）などの事情によれば、原告取引について一連性は認められる。

(3) 原告らの本件各取引につき、被告は民法704条の悪意の受益者に当たるか

（原告らの主張）

被告は、貸金業法に基づく貸金業者であるから、貸金業法43条1項のみなし弁済の適用がない場合には、特段の事情がない限り、悪意が推定される。

（被告の主張）

ア ライフ及び被告は、昭和58年11月1日から施行された貸金業法17条1項に規定する書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項に規定する書面（以下「18条書面」という。）を交付する十分な態勢を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し各取引毎に、かかる書面の交付を行っている。

イ また、ライフ及び被告は、最高裁平成18年1月13日判決が言い渡された前後を問わず、借主の支払が期限に遅れた場合等においても直ちに一括弁済を請求するといった扱いをしておらず、顧客毎の事情に応じて誠実に対応していたものであり、上記判決のいう制限超過利息を事実上強制するような状態は生じていなかったのであるから、貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があった。

ウ 更に、被告は、原告取引1及び原告取引につき、原告及び同に対し、実際に適式な17条書面及び18条書面を各交付していた。

エ したがって、原告らの本件各取引につき、被告は悪意の受益者には当たらない。

(4) 過払金の利息の発生時期

(原告らの主張)

最高裁判所の判例によれば、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は過払金発生時から民法704条所定の利息を支払わなければならない。

(被告の主張)

仮に、原告らの本件各取引につき、被告が悪意の受益者に当たるとしても、民法704条所定の利息が発生するのは、被告が弁済として受領した過払金が制限利率を超過し被告に保有権限がないことを認識した時であるから、民法704条所定の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日であると解すべきである。

(5) 返還すべき利得の範囲

(被告の主張)

被告が悪意の受益者とは認められない場合、被告は現に利益の存する限りにおいて返還義務を負うに止まる。そして、被告が法人税等として納付した部分に相当する範囲については利益は現存しないから、この部分については返還義務を負わない。

(原告らの主張)

被告の主張は否認し争う。

(6) 過払金債務の充当計算方法

(被告の主張)

最高裁平成21年1月22日判決等に照らせば、過払金に対して発生する法定利息につき、これを新たに発生した借入金債務に充当する計算は失当である。

(原告らの主張)

被告の上記主張は否認し争う。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実のとおり，原告らの本件各取引の存在及び被告がライフを吸収合併したことに伴う被告のライフからの債権債務の承継については当事者間に争いがない。

2 争点についての判断

(1) 争点(1) (原告 取引1 についての取引の一連性) について

ア 同一の貸主と借主との間で継続的な貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され，この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが，その後改めて金銭消費貸借契約に係る基本契約が締結され，この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には，第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り，第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は，第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されず，第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には，上記の充当に関する合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

イ これを原告 取引1 についてみると，確かに，第1取引は包括的金銭消費貸借契約（第1基本契約）に基づく取引であり，第2取引は，不動産担保融資契約（第2基本契約）に基づく取引であって，2つの契約に，利率，限度額の点で一定の差異があることが認められる（乙5の1・2，6の1・2，12，16の1・2）。

しかしながら，(ア) 原告 は，平成14年9月18日，第2基本契約の締結により，被告から200万円を借り入れるとともに，同日49万6564円を被告に返済していること（甲1の1，乙6の1・2，23），(イ) 第2基本契約は，確定金額に係る金銭消費貸借契約ではな

く、第1基本契約と同様、いわゆるリボルビング方式による返済を内容とするものであり、第1基本契約との基本的相違は、担保権設定の有無の点だけであること（乙5の1、6の1）、(ウ)原告は、上記200万円の借入れ以後も、平成18年6月まで継続的に借入れ及び弁済取引を繰り返していること（甲1の1）が認められ、これらの諸事情に照らせば、原告は、平成14年9月当時、担保権を設定する代わりに、より低利率の第2基本契約（第1基本契約・29.2%、第2基本契約・23%）を被告と締結することによって、被告との間で金銭消費貸借取引の継続（いわゆる借換え）をしたものと認めるのが相当である。

以上によれば、第1取引と第2取引は、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるから、原告「取引1につき一連性が認められる。

(2) 争点(2)（原告「取引についての取引の一連性）について

ア 原告「取引についての取引の一連性についても、前記(1)アの説示部分を前提に判断すべきことは原告「取引1についてと同様である。

イ 証拠によれば、原告「取引中、第1取引は第1契約に基づく取引であり、第2取引は第2契約に基づく取引であること、第1契約は、いわゆるリボルビング契約であるのに対し、第2契約は、確定金額（130万円）に係る金銭消費貸借契約であり、両契約間には性質上の相違があることが認められる（乙7、10の1・2）。

しかしながら、(ア)原告「は、谷第2契約締結に先立ち、平成19年7月2日付け事業者ローン申込書の資金用途欄に、被告に対する既存の借入債務の返済資金として98万円、事業資金として32万円と記載しており、第2契約の貸付金130万円の75%以上が第1取引に係る借入債務の返済に充てることが予定されていたこと（乙14の2）、(イ)第2契約の契約書上も、同契約に基づく貸付けにより第1契約に

係る98万2172円の借入債務を返済することが殊更明記されていること(第3条。乙10)、(ウ) その結果、第1取引と第2取引の間には空白期間はなく、平成19年7月12日に、第1取引に係る98万2172円の弁済と第2契約に基づく130万円の貸付けが同時にされていること(甲4)が認められる。

これらの諸事情に照らせば、第2契約は、第1契約に基づく従来の債務を一括返済させつつ、新たな貸付けとその弁済取引を継続していく目的で締結されたもの(いわゆる借換え)というべきであって、第1契約に係る取引(第1取引)と第2契約に係る取引(第2取引)は、両契約間の性質上の相違にもかかわらず、なお事実上1個の連続した貸付取引であると評価すべき事情があるから、原告取引につき一連性が認められる。

(3) 争点(3)(原告らの本件各取引につき、被告は民法704条の悪意の受益者に当たるか)について

ア 貸金業者が利息制限法超過利息を受領していた場合、当該超過部分について、みなし弁済の適用が認められない場合に、貸金業者において、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである(最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照)。

イ(ア) この点について、被告は、上記特段の事情に認められるためには、原告らの本件各取引当時、17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務体制を整えていたことや最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決(民集60巻1号1頁参照)が言い渡された前後を問わず、

同判決のいう制限超過利息を事実上強制するような状態は生じていなかった旨主張するが、特段の事情の存在を基礎付ける事実があるか否かは個々の借主との関係で検討されるべき事柄であるから、一般的な立証だけでは直ちに個々の借主との関係でも適式な17条書面及び18条書面が交付されていたと認めることはできない。

(イ) 被告は、原告 取引1及び原告 取引につき、原告 及び同 に対し、実際に適式な17条書面及び18条書面を各交付していた旨主張する。

そこで検討するに、貸金業法17条1項6号及び貸金業法施行規則13条1項1号チが17条書面に返済期間、返済金額等の記載をすることを求めた趣旨・目的は、これらの記載により、借主が自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てることを容易にすることにあると解されるから、リボルビング方式の貸付けについて、貸金業者が17条書面として交付する書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をしない場合は、当該貸金業者は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成23年12月1日第一小法廷判決・裁判所時報1545号2頁参照）。

そして、被告の主張する元金定額返済方式の場合、借主は、借入れ時において最終返済期日を認識することは可能であるが、返済すべき利息は約定元金残高により変動するため、自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てる前提となる返済総額を認識することが容易とはいえないこと、原告 取引1につき、第1取引開始時の平成10年1月5日時点において、また、原告 取引につき、第1取引開始時の平成14年12月5日時点において、被告が、原告 及び原告 に対して、各原告が返済総額を認識させるに足りる書面を交付していたこと

を認めるに足りる証拠はないことに照らせば、被告が、原告 取引 1 及び原告 取引の各開始に当たり、適式な 17 条書面の交付があったと認識していたものと認めることはできない。

ウ したがって、被告は、原告らの本件各取引につき、民法 704 条の「悪意の受益者」と認められる。

(4) 争点(4) (過払金の利息の発生時期) について

当事者間で包括的な金銭消費貸借契約を締結し、これに従って金員の借入れと弁済を繰り返す金銭消費貸借取引において、悪意の受益者である貸主は過払金発生時から民法 704 条前段所定の利息を支払わなければならない(最高裁平成 21 年 9 月 4 日第二小法廷判決・裁判集民事 231 号 477 頁参照)。

そして、前記(3)のとおり、原告らの本件各取引につき、被告は悪意の受益者に当たるから、各過払金発生時から民法 704 条所定の利息を支払わなければならない。

(5) 争点(5) (返還すべき利得の範囲) について

被告が悪意の受益者であることは前記(3)のとおりであるから、返還すべき利得の範囲に関する被告の主張はその前提を欠く。

したがって、被告の主張は理由がない。

(6) 争点(6) (過払金債務の充当計算方法) について

被告は、過払金に対して発生する法定利息につき、これを新たに発生した借入金債務に充当する計算は失当である旨主張する。

しかし、将来の借入れと返済を繰り返すことを想定した基本契約が締結された場合、その基本契約は、いわゆる過払金充当合意(過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意)を含むものといえるところ(最高裁平成 21 年 1 月 22 日第一小法廷判決・民集 63 巻 1 号 247 頁参照)、この場合、

過払金元金のみならずその支分債権である利息についても新たに発生した借入金債務に充当することが複数の権利関係の発生する事態を望まない当事者の合理的な意思に合致するものというべきである（なお、被告が指摘する上記最高裁判決においても、上記の過払金計算方法を前提にして判断がされていることは明らかである。）。

そして、前提事実のとおり、原告らは、被告ないしライフとの間において、将来借入れと返済を繰り返すことを前提とする包括的金銭消費貸借契約を締結しているから、原告らの本件各取引において、過払金に対して発生する法定利息について、新たに発生した借入金債務に充当する計算が不合理であるとはいえない。

したがって、被告の上記主張は理由がない。

3 まとめ

以上によれば、原告らは、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、それぞれ原告ら計算書の「残元金」欄の末尾の段に記載の金額及び同「年月日」欄の末尾の段に記載の日（平成23年10月14日）までの過払金元金に対する法定利息（民法704条）、並びに上記過払金元金に対する平成23年10月15日から支払済みまでの法定利息の支払を請求することができる。

第4 結論

よって、原告らの被告に対する本訴請求は全て理由があるから認容し、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判官 菅野正二郎

利息制限法に基づく法定金利計算書 1

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者;
 会員番号: 0263-0127753-001
 貸金業者: アイフル㈱

過払利率 5%

最終取引日
平成18年6月19日

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H10.1.5	160,000		0.18				160,000		
2	H10.1.24	190,000		0.18	19	1,499	1,499	350,000	0	0
3	H10.2.4		20,000	0.18	11	1,898	0	333,397	0	0
4	H10.2.27		40,000	0.18	23	3,781	0	297,178	0	0
5	H10.3.6	50,000		0.18	7	1,025	1,025	347,178	0	0
6	H10.3.28		20,000	0.18	22	3,766	0	331,969	0	0
7	H10.4.27		20,000	0.18	30	4,911	0	316,880	0	0
8	H10.4.29	30,000		0.18	2	312	312	346,880	0	0
9	H10.5.26		8,333	0.18	27	4,618	0	343,477	0	0
10	H10.5.26	142,000		0.18	0	0	0	485,477	0	0
11	H10.6.26		25,000	0.18	31	7,421	0	467,898	0	0
12	H10.7.27		25,000	0.18	31	7,153	0	450,051	0	0
13	H10.8.27		23,000	0.18	31	6,880	0	433,931	0	0
14	H10.9.28		25,000	0.18	32	6,847	0	415,778	0	0
15	H10.10.29		25,000	0.18	31	6,356	0	397,134	0	0
16	H10.11.30		25,000	0.18	32	6,267	0	378,401	0	0
17	H11.1.4		25,000	0.18	35	6,531	0	359,932	0	0
18	H11.2.4		23,000	0.18	31	5,502	0	342,434	0	0
19	H11.2.10	60,000		0.18	6	1,013	1,013	402,434	0	0
20	H11.2.21		468,000	0.18	11	2,183	0	-62,370	0	0
21	H12.8.9	450,000		0.18	535	0	0	383,064	-4,566	0
22	H12.8.25		15,760	0.18	16	3,014	0	370,318	0	0
23	H12.8.25		440,000	0.18	0	0	0	-69,682	0	0
24	H12.11.29	300,000		0.18	96	0	0	229,405	-913	0
25	H12.12.14	70,000		0.18	15	1,692	1,692	299,405	0	0
26	H12.12.29		370,000	0.18	15	2,208	0	-66,695	0	0
27	H12.12.29		8,040	0.18	0	0	0	-74,735	0	0
28	H13.7.27	400,000		0.18	210	0	0	323,116	-2,149	0
29	H13.7.27		400,000	0.18	0	0	0	-76,884	0	0
30	H13.8.26	400,000		0.18	30	0	0	322,801	-315	0
31	H13.8.28		281,000	0.18	2	318	0	42,119	0	0
32	H13.9.23	60,000		0.18	26	540	540	102,119	0	0
33	H13.9.28		60,000	0.18	5	251	0	42,910	0	0
34	H13.10.29		10,000	0.18	31	655	0	33,565	0	0
35	H13.11.26	280,000		0.18	28	463	463	313,565	0	0
36	H13.11.27		280,000	0.18	1	154	0	34,182	0	0
37	H13.12.28		12,946	0.18	31	522	0	21,758	0	0
38	H13.12.28		100,000	0.18	0	0	0	-78,242	0	0
39	H13.12.28		8,803	0.18	0	0	0	-87,045	0	0
40	H14.1.25	270,000		0.18	28	0	0	182,622	-333	0
41	H14.1.28		270,648	0.18	3	270	0	-87,756	0	0
42	H14.3.8	350,000		0.18	39	0	0	261,776	-468	0
43	H14.3.24	50,000		0.18	16	2,065	2,065	311,776	0	0
44	H14.4.6		50,000	0.18	13	1,998	0	265,839	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
45	H14.5.6		41,000	0.18	30	3,932	0	228,771	0	0
46	H14.6.3		35,000	0.18	28	3,158	0	196,929	0	0
47	H14.7.2		25,000	0.18	29	2,816	0	174,745	0	0
48	H14.7.8	80,000		0.18	6	517	517	254,745	0	0
49	H14.7.14	50,000		0.18	6	753	1,270	304,745	0	0
50	H14.7.17	60,000		0.18	3	450	1,720	364,745	0	0
51	H14.7.25	20,000		0.18	8	1,438	3,158	384,745	0	0
52	H14.8.2		30,211	0.18	8	1,517	0	359,209	0	0
53	H14.8.26	10,000		0.18	24	4,251	4,251	369,209	0	0
54	H14.9.2		31,725	0.18	7	1,274	0	343,009	0	0
55	H14.9.10	30,000		0.18	8	1,353	1,353	373,009	0	0
56	H14.9.18		496,564	0.18	8	1,471	0	-120,731	0	0
57	H14.9.18	2,000,000		0.15	0	0	0	1,879,269	0	0
58	H14.9.18		60,000	0.15	0	0	0	1,819,269	0	0
59	H14.9.18		990,000	0.15	0	0	0	829,269	0	0
60	H14.9.18		340,000	0.15	0	0	0	489,269	0	0
61	H14.9.23	110,000		0.15	5	1,005	1,005	599,269	0	0
62	H14.9.26	450,000		0.15	3	738	1,743	1,049,269	0	0
63	H14.10.25	370,000		0.15	29	12,504	14,247	1,419,269	0	0
64	H14.10.29		35,000	0.15	4	2,333	0	1,400,849	0	0
65	H14.11.26	300,000		0.15	28	16,119	16,119	1,700,849	0	0
66	H14.12.2		310,000	0.15	6	4,193	0	1,411,161	0	0
67	H14.12.16	150,000		0.15	14	8,119	8,119	1,561,161	0	0
68	H14.12.25	350,000		0.15	9	5,774	13,893	1,911,161	0	0
69	H15.1.4		225,000	0.15	10	7,854	0	1,707,908	0	0
70	H15.1.27	350,000		0.15	23	16,143	16,143	2,057,908	0	0
71	H15.1.31		50,000	0.15	4	3,382	0	2,027,433	0	0
72	H15.2.26	400,000		0.15	26	21,662	21,662	2,427,433	0	0
73	H15.3.4		130,000	0.15	6	5,985	0	2,325,080	0	0
74	H15.3.24	400,000		0.15	20	19,110	19,110	2,725,080	0	0
75	H15.3.31		70,311	0.15	7	7,839	0	2,681,718	0	0
76	H15.5.1		70,000	0.15	31	34,164	0	2,645,882	0	0
77	H15.6.2		73,000	0.15	32	34,795	0	2,607,677	0	0
78	H15.7.1		70,000	0.15	29	31,077	0	2,568,754	0	0
79	H15.7.31		70,000	0.15	30	31,669	0	2,530,423	0	0
80	H15.9.1		70,000	0.15	32	33,276	0	2,493,699	0	0
81	H15.9.30		73,000	0.15	29	29,719	0	2,450,418	0	0
82	H15.10.31		70,000	0.15	31	31,217	0	2,411,635	0	0
83	H15.11.15	50,000		0.15	15	14,866	14,866	2,461,635	0	0
84	H15.11.27	70,000		0.15	12	12,139	27,005	2,531,635	0	0
85	H15.12.1		75,000	0.15	4	4,161	0	2,487,801	0	0
86	H15.12.10	40,000		0.15	9	9,201	9,201	2,527,801	0	0
87	H16.1.5		80,000	0.15	26	26,995	0	2,483,997	0	0
88	H16.2.2		70,000	0.15	28	28,504	0	2,442,501	0	0
89	H16.2.27	20,000		0.15	25	25,025	25,025	2,462,501	0	0
90	H16.3.1		73,000	0.15	3	3,027	0	2,417,553	0	0
91	H16.3.31		90,000	0.15	30	29,724	0	2,357,277	0	0
92	H16.4.30		80,000	0.15	30	28,982	0	2,306,259	0	0
93	H16.5.31		75,000	0.15	31	29,300	0	2,260,559	0	0
94	H16.7.1		70,000	0.15	31	28,720	0	2,219,279	0	0
95	H16.7.27	60,000		0.15	26	23,648	23,648	2,279,279	0	0
96	H16.8.2		80,000	0.15	6	5,604	0	2,228,531	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
97	H16. 8. 27	80,000		0.15	25	22,833	22,833	2,308,531	0	0
98	H16. 8. 31		100,000	0.15	4	3,784	0	2,235,148	0	0
99	H16. 9. 27	50,000		0.15	27	24,733	24,733	2,285,148	0	0
100	H16. 9. 30		100,000	0.15	3	2,809	0	2,212,690	0	0
101	H16. 11. 1		90,000	0.15	32	29,018	0	2,151,708	0	0
102	H16. 11. 30		90,000	0.15	29	25,573	0	2,087,281	0	0
103	H17. 1. 4		90,000	0.15	35	29,949	0	2,027,230	0	0
104	H17. 1. 23	120,000		0.15	19	15,829	15,829	2,147,230	0	0
105	H17. 1. 24	10,000		0.15	1	882	16,711	2,157,230	0	0
106	H17. 2. 1		80,000	0.15	8	7,092	0	2,101,033	0	0
107	H17. 2. 28		90,000	0.15	27	23,312	0	2,034,345	0	0
108	H17. 3. 19	50,000		0.15	19	15,884	15,884	2,084,345	0	0
109	H17. 3. 22	10,000		0.15	3	2,569	18,453	2,094,345	0	0
110	H17. 3. 31		100,000	0.15	9	7,746	0	2,020,544	0	0
111	H17. 4. 18	20,000		0.15	18	14,946	14,946	2,040,544	0	0
112	H17. 4. 27	20,000		0.15	9	7,547	22,493	2,060,544	0	0
113	H17. 5. 2		100,000	0.15	5	4,233	0	1,987,270	0	0
114	H17. 5. 27	20,000		0.15	25	20,417	20,417	2,007,270	0	0
115	H17. 5. 31		90,000	0.15	4	3,299	0	1,940,986	0	0
116	H17. 6. 27	10,000		0.15	27	21,536	21,536	1,950,986	0	0
117	H17. 6. 27	10,000		0.15	0	0	21,536	1,960,986	0	0
118	H17. 6. 30		90,000	0.15	3	2,417	0	1,894,939	0	0
119	H17. 7. 14	40,000		0.15	14	10,902	10,902	1,934,939	0	0
120	H17. 7. 21	10,000		0.15	7	5,566	16,468	1,944,939	0	0
121	H17. 7. 26	30,000		0.15	5	3,996	20,464	1,974,939	0	0
122	H17. 8. 1		80,000	0.15	6	4,869	0	1,920,272	0	0
123	H17. 8. 7	20,000		0.15	6	4,734	4,734	1,940,272	0	0
124	H17. 8. 21	10,000		0.15	14	11,163	15,897	1,950,272	0	0
125	H17. 8. 31		80,000	0.15	10	8,014	0	1,894,183	0	0
126	H17. 9. 8	10,000		0.15	8	6,227	6,227	1,904,183	0	0
127	H17. 9. 11	10,000		0.15	3	2,347	8,574	1,914,183	0	0
128	H17. 9. 30		80,000	0.15	19	14,946	0	1,857,703	0	0
129	H17. 10. 10	20,000		0.15	10	7,634	7,634	1,877,703	0	0
130	H17. 10. 11	10,000		0.15	1	771	8,405	1,887,703	0	0
131	H17. 10. 31		80,000	0.15	20	15,515	0	1,831,623	0	0
132	H17. 11. 16	20,000		0.15	16	12,043	12,043	1,851,623	0	0
133	H17. 11. 30		80,000	0.15	14	10,653	0	1,794,319	0	0
134	H17. 12. 16	20,000		0.15	16	11,798	11,798	1,814,319	0	0
135	H18. 1. 4		90,000	0.15	19	14,166	0	1,750,283	0	0
136	H18. 1. 12	20,000		0.15	8	5,754	5,754	1,770,283	0	0
137	H18. 1. 31		90,000	0.15	19	13,822	0	1,699,859	0	0
138	H18. 2. 13	40,000		0.15	13	9,081	9,081	1,739,859	0	0
139	H18. 2. 28		90,000	0.15	15	10,725	0	1,669,665	0	0
140	H18. 3. 13	40,000		0.15	13	8,920	8,920	1,709,665	0	0
141	H18. 3. 31		90,000	0.15	18	12,646	0	1,641,231	0	0
142	H18. 4. 10	30,000		0.15	10	6,744	6,744	1,671,231	0	0
143	H18. 5. 1		90,000	0.15	21	14,422	0	1,602,397	0	0
144	H18. 5. 12	30,000		0.15	11	7,243	7,243	1,632,397	0	0
145	H18. 5. 31		90,000	0.15	19	12,746	0	1,562,386	0	0
146	H18. 6. 5	40,000		0.15	5	3,210	3,210	1,602,386	0	0
147	H18. 6. 16		990,000	0.15	11	7,243	0	622,839	0	0
148	H18. 6. 16		990,000	0.15	0	0	0	-367,161	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
149	H18. 6. 16		990,000	0.15	0	0	0	-1,357,161	0	0
150	H18. 6. 19		57,697	0.15	3	0	0	-1,414,858	-557	-557
151	H23. 10. 14			0.15	1,943	0	0	-1,414,858	-376,390	-376,947

別 紙

利息制限法に基づく法定金利計算書 2

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:
 会員番号: 5452-8523-8258-4015
 貸金業者: アイフル(株)(旧ライフ)

過払利率 5%

最終取引日
 平成18年6月16日

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H16.3.12	150,000		0.18				150,000		
2	H16.3.12	100,000		0.18	0	0	0	250,000	0	0
3	H16.3.29	100,000		0.18	17	2,090	2,090	350,000	0	0
4	H16.4.30		262,440	0.18	32	5,508	0	95,158	0	0
5	H16.5.27	100,000		0.18	27	1,263	1,263	195,158	0	0
6	H16.5.27	50,000		0.18	0	0	1,263	245,158	0	0
7	H16.5.31		4,000	0.18	4	482	0	242,903	0	0
8	H16.5.31	50,000		0.18	0	0	0	292,903	0	0
9	H16.6.25	50,000		0.18	25	3,601	3,601	342,903	0	0
10	H16.6.28	30,000		0.18	3	505	4,106	372,903	0	0
11	H16.7.1		110,560	0.18	3	550	0	266,999	0	0
12	H16.7.9	100,000		0.18	8	1,050	1,050	366,999	0	0
13	H16.7.22	20,000		0.18	13	2,346	3,396	386,999	0	0
14	H16.8.2		90,360	0.18	11	2,093	0	302,128	0	0
15	H16.8.10	80,000		0.18	8	1,188	1,188	382,128	0	0
16	H16.9.1		132,880	0.18	22	4,134	0	254,570	0	0
17	H16.9.5	130,000		0.18	4	500	500	384,570	0	0
18	H16.10.1		91,264	0.18	26	4,917	0	298,723	0	0
19	H16.10.12	80,000		0.18	11	1,616	1,616	378,723	0	0
20	H16.11.1		143,928	0.18	20	3,725	0	240,136	0	0
21	H16.11.9	130,000		0.18	8	944	944	370,136	0	0
22	H16.12.1		91,136	0.18	22	4,004	0	283,948	0	0
23	H16.12.10	90,000		0.18	9	1,256	1,256	373,948	0	0
24	H17.1.4		143,824	0.18	25	4,599	0	235,979	0	0
25	H17.1.10	20,000		0.18	6	698	698	255,979	0	0
26	H17.1.11	110,000		0.18	1	126	824	365,979	0	0
27	H17.2.4		101,744	0.18	24	4,331	0	269,390	0	0
28	H17.2.25	90,000		0.18	21	2,789	2,789	359,390	0	0
29	H17.3.1		143,008	0.18	4	708	0	219,879	0	0
30	H17.3.10	140,000		0.18	9	975	975	359,879	0	0
31	H17.4.1		100,448	0.18	22	3,904	0	264,310	0	0
32	H17.4.11	90,000		0.18	10	1,303	1,303	354,310	0	0
33	H17.5.2		153,936	0.18	21	3,669	0	205,346	0	0
34	H17.5.17	10,000		0.18	15	1,518	1,518	215,346	0	0
35	H17.5.22	60,000		0.18	5	530	2,048	275,346	0	0
36	H17.5.27	50,000		0.18	5	678	2,726	325,346	0	0
37	H17.5.27	30,000		0.18	0	0	2,726	355,346	0	0
38	H17.6.1		101,600	0.18	5	876	0	257,348	0	0
39	H17.6.9	90,000		0.18	8	1,015	1,015	347,348	0	0
40	H17.7.1		131,584	0.18	22	3,768	0	220,547	0	0
41	H17.7.11	120,000		0.18	10	1,087	1,087	340,547	0	0
42	H17.8.1		101,816	0.18	21	3,526	0	243,344	0	0
43	H17.8.9	100,000		0.18	8	960	960	343,344	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
44	H17.9.1		132,896	0.18	23	3,894	0	215,302	0	0
45	H17.9.10	10,000		0.18	9	955	955	225,302	0	0
46	H17.9.10	10,000		0.18	0	0	955	235,302	0	0
47	H17.9.11	100,000		0.18	1	116	1,071	335,302	0	0
48	H17.9.30		112,160	0.18	19	3,141	0	227,354	0	0
49	H17.10.10	110,000		0.18	10	1,121	1,121	337,354	0	0
50	H17.11.1		132,816	0.18	22	3,660	0	209,319	0	0
51	H17.11.10	20,000		0.18	9	929	929	229,319	0	0
52	H17.11.10	100,000		0.18	0	0	929	329,319	0	0
53	H17.12.1		12,000	0.18	21	3,410	0	321,658	0	0
54	H17.12.30		36,880	0.18	29	4,600	0	289,378	0	0
55	H18.1.11	30,000		0.18	12	1,712	1,712	319,378	0	0
56	H18.2.1		16,000	0.18	21	3,307	0	308,397	0	0
57	H18.2.10	10,000		0.18	9	1,368	1,368	318,397	0	0
58	H18.3.1		47,152	0.18	19	2,983	0	275,596	0	0
59	H18.3.7	20,000		0.18	6	815	815	295,596	0	0
60	H18.3.10	10,000		0.18	3	437	1,252	305,596	0	0
61	H18.4.3		26,392	0.18	24	3,616	0	284,072	0	0
62	H18.4.10	20,000		0.18	7	980	980	304,072	0	0
63	H18.5.1		47,296	0.18	21	3,149	0	260,905	0	0
64	H18.5.10	40,000		0.18	9	1,157	1,157	300,905	0	0
65	H18.6.1		36,816	0.18	22	3,264	0	268,510	0	0
66	H18.6.8	10,000		0.18	7	926	926	278,510	0	0
67	H18.6.12	20,000		0.18	4	549	1,475	298,510	0	0
68	H18.6.16		404,260	0.18	4	588	0	-103,687	0	0
69	H23.10.14			0.18	1,946	0	0	-103,687	-27,626	-27,626

利息制限法に基づく法定金利計算書 3

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者：
 会員番号：3002-3422-6
 貸金業者：アイフル株式会社
 (旧株式会社ライフ取引分)

過払利率 5%

最終取引日
平成23年2月28日

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H14.9.12	40,000		0.2				40,000		
2	H14.9.16	10,000		0.2	4	87	87	50,000	0	0
3	H14.10.22		10,000	0.2	36	986	0	41,073	0	0
4	H14.10.26	50,000		0.2	4	90	90	91,073	0	0
5	H14.10.30	50,000		0.18	4	199	289	141,073	0	0
6	H14.11.8	100,000		0.18	9	626	915	241,073	0	0
7	H14.11.27		10,000	0.18	19	2,258	0	234,246	0	0
8	H14.12.4	80,000		0.18	7	808	808	314,246	0	0
9	H14.12.27		15,000	0.18	23	3,564	0	303,618	0	0
10	H15.1.27		20,000	0.18	31	4,641	0	288,259	0	0
11	H15.1.29	80,000		0.18	2	284	284	368,259	0	0
12	H15.2.10	20,000		0.18	12	2,179	2,463	388,259	0	0
13	H15.2.27		20,000	0.18	17	3,254	0	373,976	0	0
14	H15.3.7	10,000		0.18	8	1,475	1,475	383,976	0	0
15	H15.3.27		20,000	0.18	20	3,787	0	369,238	0	0
16	H15.4.28		30,410	0.18	32	5,826	0	344,654	0	0
17	H15.5.16	10,000		0.18	18	3,059	3,059	354,654	0	0
18	H15.5.19	10,000		0.18	3	524	3,583	364,654	0	0
19	H15.5.27		20,000	0.18	8	1,438	0	349,675	0	0
20	H15.6.27		30,331	0.18	31	5,345	0	324,689	0	0
21	H15.7.28		20,000	0.18	31	4,963	0	309,652	0	0
22	H15.8.22	30,000		0.18	25	3,817	3,817	339,652	0	0
23	H15.8.27		20,000	0.18	5	837	0	324,306	0	0
24	H15.8.28	20,000		0.18	1	159	159	344,306	0	0
25	H15.9.6	20,000		0.18	9	1,528	1,687	364,306	0	0
26	H15.9.29		40,504	0.18	23	4,132	0	329,621	0	0
27	H15.10.7	30,000		0.18	8	1,300	1,300	359,621	0	0
28	H15.11.7		20,073	0.18	31	5,497	0	346,345	0	0
29	H15.11.14	10,000		0.18	7	1,195	1,195	356,345	0	0
30	H15.12.8		20,088	0.18	24	4,217	0	341,669	0	0
31	H15.12.29		20,000	0.18	21	3,538	0	325,207	0	0
32	H16.1.9	20,000		0.18	11	1,760	1,760	345,207	0	0
33	H16.1.27		20,000	0.18	18	3,055	0	330,022	0	0
34	H16.2.3	10,000		0.18	7	1,136	1,136	340,022	0	0
35	H16.2.27		20,000	0.18	24	4,013	0	325,171	0	0
36	H16.3.4	10,000		0.18	6	959	959	335,171	0	0
37	H16.3.29		20,000	0.18	25	4,120	0	320,250	0	0
38	H16.4.27		20,000	0.18	29	4,567	0	304,817	0	0
39	H16.5.10	20,000		0.18	13	1,948	1,948	324,817	0	0
40	H16.6.7		20,062	0.18	28	4,472	0	311,175	0	0
41	H16.6.10	10,000		0.18	3	459	459	321,175	0	0
42	H16.6.28		16,000	0.18	18	2,843	0	308,477	0	0
43	H16.7.10	10,000		0.18	12	1,820	1,820	318,477	0	0
44	H16.7.27		16,000	0.18	17	2,662	0	306,959	0	0
45	H16.8.27		26,378	0.18	31	4,679	0	285,260	0	0

